令和9(2027)年度 新1号認定用

施設等利用給付認定申請書（私立幼稚園）

尼崎市長 あて

年　月　日

尼崎市受付印 （こども入所支援課）	施設等受付印

保護者

現住所			
現住所が市外の場合 市内転入後の住所	尼崎市	転入 予定日	
ふりがな 氏名			
電話	自宅　　－　　－ 携帯(続柄　　)　－　－ 携帯(続柄　　)　－　－		

次のとおり、施設等利用費に係る認定を申請します。

	氏名（ふりがな）	生年月日	令和9年(2027年) 4月1日現在の年齢	性別
申請児童		令和 ・　年　月　日生 西暦	才	

①認定希望日、利用施設

認定希望日		年　月　日	
施設名	幼稚園	所在地	
		入園(予定)日	年　月　日

②世帯の状況(申請児童以外の世帯員についてご記入ください。)

区分	氏名（ふりがな）	児童との続柄	生年月日	同居別居	現在の状況・施設名等(会社員・自営業・無職・○○幼稚園等)
申請児童の世帯員（同居者全員と、別居であるが生計同一の方をご記入ください。）		保護者1	昭和・平成・西暦 ・　・	同・別	会社員・公務員・自営業・学生 無職・その他(　　)
		保護者2	昭和・平成・西暦 ・　・	同・別	会社員・公務員・自営業・学生 無職・その他(　　)
			昭和・平成・令和・西暦 ・　・	同・別	
			昭和・平成・令和・西暦 ・　・	同・別	
			昭和・平成・令和・西暦 ・　・	同・別	
			昭和・平成・令和・西暦 ・　・	同・別	

※離婚調停中・拘禁中・行方不明等の場合もご記入ください。

家庭状況	□ ひとり親　　□ 離婚調停中(別居)
生活保護の状況	1 無　2 申請中(　年　月　日申請)　3 受給あり(　年　月　日開始)

施設等利用給付認定申請に関する誓約書兼同意書

尼崎市長 あて

施設等利用給付認定申請に関し、次の事項について誓約・同意します。

1 施設等利用給付認定の審査や市民税課税状況の確認に当たって、保護者及び同一住所に属する家族の住民票・市民税・生活保護受給状況・児童手当・児童扶養手当資料等の閲覧に同意します。
2 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することに同意します。
3 申請後30日以内に認定内容の通知が出来ない場合、利用開始の前日を期限として認定内容の通知が行われることに同意します。
4 申請内容が事実と相違した場合、施設等利用給付認定の取消をされても異議はありません。

年　月　日

住所

保護者署名

※ 当該施設等利用給付認定申請書に記載の個人情報は、施設等利用費に関する事務等に必要な場合のみ使用し、それ以外には使用しません。

2026.10改訂

＜尼崎市記入欄＞（下記には記入しないでください。）

認定番号 ひ:	こどもコード こ:	
		新2・3号認定　有・無

【副食費の実費徴収の補足給付の対象を決定するために必要な書類】

給食費につきましては原則として自己負担となっていますが、世帯の市町村民税所得割合算額が77,101円未満（世帯年収が概ね360万円未満相当）である場合などにおいて、副食費（おかず、おやつ等）の実費徴収の補足給付の対象となる制度があります。
つきましては、以下に該当する方は、それぞれの区分に応じて書類の提出をお願いいたします。

○令和9年（2027年）4月～8月に入園する場合

（注意） 令和9年9月以降に入園する場合、以下の①②に記載のある「令和8年」は「令和9年」に、③に記載のある「令和7年」は「令和8年」に、それぞれ読み替えてください。

対象	必要書類
① 令和8年（2026年）1月1日現在、尼崎市に住民登録がある方	**税書類の提出の必要はありません。** なお、未申告により、市が市民税課税情報で令和8年度市民税額が確認出来ない場合は市民税の申告を行ってください。未申告の場合、副食費の実費徴収の給付対象の判定をするための税情報がありませんので、「副食費実費徴収の給付対象外」として決定を行います。
② 令和8年1月2日以降に尼崎市に転入された方	**令和8年1月1日現在に住民登録をしていた市町村が発行する（ア）～（ウ）のいずれかの書類が必要です。** （ア）市民税が給与から徴収されている方（会社員等） 「令和8年度給与所得等に係る市県民税 特別徴収税額通知書」の写し （イ）市民税を納税通知書で直接納めている方 「令和8年度市県民税 納税通知書」一式の写し （ウ）上記（ア）又は（イ）が用意出来ない方 「令和8年度市県民税 課税額証明書」（写し可）
③ 海外赴任の方	海外赴任で日本に住所がなかった世帯は、令和7年（2025年）中（令和7年1月1日～12月31日）の国外での総収入が分かる書類（源泉徴収票、給与明細書等）を添付してください。 （※ 必ず、日本語訳も添付してください。） また、国内での所得があった場合は、その所得についての書類も併せて添付してください。

【副食費の実費徴収の補足給付を辞退する旨の申出について】

世帯の市町村民税所得割合算額が77,101円以上のため（世帯年収が概ね360万円を超えるため）、副食費実費徴収の補足給付対象外である、と保護者が判断された場合に、以下の申出を行うことにより、書類の提出をすることなく、副食費実費徴収の補足給付の対象外とすることも出来ます。

副食費の実費徴収の補足給付を辞退する旨の申出（※ 辞退を申出される方のみご記入ください。）

副食費実費徴収の補足給付の辞退について

申請児童が当該施設に在園するあいだ、副食費実費徴収の補足給付の対象要件である、世帯の市町村民税所得割合算額が、免除基準（年額77,101円。若しくは世帯年収が概ね360万円相当）を超えることが見込まれるため、上に記載の書類の提出をせず、副食費実費徴収の補足給付の辞退を申し出ます。

この申し出により副食費実費徴収の補足給付の対象外として決定されることについて、同意します。

年　　月　　日

住 所

保護者署名

記入例

令和9(2027)年度 新1号認定用

施設等利用給付認定申請書（私立幼稚園）

尼崎市長 あて

年 月 日

尼崎市受付印（こども入所支援課）	施設等受付印

保護者

現住所	尼崎市〇〇町〇〇丁目〇番〇号		
現住所が市外の場合 市内転入後の住所	尼崎市	転入予定日	
ふりがな	〇〇〇〇 〇〇〇〇		
氏名	〇〇 〇〇		

保護者名の欄は、尼崎市に住民登録(予定を含む)があって、申請児童と同居する方を記入してください。
（単身赴任や海外在住等により、尼崎市に住民登録のない方は記入しないでください。）

次のとおり、施設等利用費に

	氏名（ふりがな）	生年月日	令和9年(2027年)4月1日現在の年齢	性別
申請児童	〇〇〇〇 △△△△ 〇〇 △△	令和・西暦 〇年 〇月 〇日生	才	

①認定希望日、利用施設

認定希望日	年 月 日		
施設名	〇〇〇 幼稚園	所在地	
		入園(予定)日	年 月 日

入園(予定)日を必ず記入してください。
※ 施設の利用前に認定申請を行うことを基本としているため、利用開始後に認定申請があった場合は、認定開始日の遡及は出来ませんので注意してください。

②世帯の状

区分					
申請児童の世帯員（同居者全員と、別居であるが生計同一の方をご記入ください。）	〇〇 〇〇	父	昭和・平成・西暦 〇・〇・〇	同・別	会社員・公務員・自営業・学生 無職・その他()
	〇〇〇〇 □□□□	保護者2 母	昭和・平成・西暦	同・別	会社員・公務員・自営業・学生 無職・その他()
	〇〇 □□		〇・〇・〇		生
	〇〇〇〇 ☆☆☆☆	妹	昭和・平成・令和・西暦 〇・〇・〇	同・別	〇〇保育所
	●●●● ●●●●	祖母	昭和・平成・令和・西暦	同・別	無職
	●● ▲▲	叔父	〇・〇・〇	同・別	会社員
家庭状況	□ ひとり親		□ 離婚調停中(別居)		
生活保護の状況	① 無 2 申請中(年 月 日申請)		3 受給あり(年 月 日開始)		

※離婚調停中・拘禁中・行方不明等の場合もご記入ください。

世帯員欄には、単身赴任等で同居していなくても、同一生計の方は全員記入してください。
また、住民票で世帯を別にしている場合も、同じ住所の方は全員記入してください。

生活保護を受けている場合は、「生活保護受給証明書」を添付してください。

離婚調停中の場合は「離婚調停申立書(写)」などを添付してください。

ひとり親世帯に該当する場合は①戸籍謄本(写し可)と世帯全員の健康保険証の写し(マイナ保険証の場合は資格情報のお知らせ又は資格確認書の写し)②児童扶養手当証書(写)③母子等医療費受給者証と乳幼児医療費受給者証(写)のいずれかを添付してください。

施設等利用給

尼崎市長 あて

民税・生

設・事業者に提供することに同意します。

3 申請後30日以内に認定内容の通知が出来ない場合、利用開始の前日を期限として認定内容の通知が行われることに同意します。

4 申請内容が事実と相違した場合、施設等利用給付認定の取消をされても異議はありません。

年 月 日 必ずご記入ください。

住所 尼崎市〇〇町〇〇丁目〇番〇号

保護者署名 〇〇 〇〇

※ 当該施設等利用給付認定申請書に記載の個人情報は、施設等利用費に関する事務等に必要な場合のみ使用し、それ以外には使用しません。

2026.10改訂

＜尼崎市記入欄＞（下記には記入しないでください。）

認定番号 ひ:	こどもコード こ:	新2・3号認定 有 ・ 無

記入例 の実費徴収の補足給付の対象を決定するために必要な書類】

給食費につきましては原則として自己負担となっていますが、世帯の市町村民税所得割合算額が77,101円未満（世帯年収が概ね360万円未満相当）である場合などにおいて、副食費（おかず、おやつ等）の実費徴収の補足給付の対象となる制度があります。
つきましては、以下に該当する方は、それぞれの区分に応じて書類の提出をお願いいたします。

○令和9年（2027年）4月～8月に入園する場合

（注意） 令和9年9月以降に入園する場合、以下の①②に記載のある「令和8年」は「令和9年」に、③に記載のある「令和7年」は「令和8年」に、それぞれ読み替えてください。

対象	必要書類
① 令和8年（2026年）1月1日現在、尼崎市に住民登録がある方	**税書類の提出の必要はありません。** なお、未申告により、市が市民税課税情報で令和8年度市民税額が確認出来ない場合は市民税の申告を行ってください。未申告の場合、副食費の実費徴収の給付対象の判定をするための税情報がありませんので、「副食費実費徴収の給付対象外」として決定を行います。
② 令和8年1月2日以降に尼崎市に転入された方	**令和8年1月1日現在に住民登録をしていた市町村が発行する（ア）～（ウ）のいずれかの書類が必要です。** （ア）市民税が給与から徴収されている方（会社員等） 「令和8年度給与所得等に係る市県民税 特別徴収税額通知書」の写し （イ）市民税を納税通知書で直接納めている方 「令和8年度市県民税 納税通知書」一式の写し （ウ）上記（ア）又は（イ）が用意出来ない方 「令和8年度市県民税 課税額証明書」（写し可）
③ 海外赴任の方	海外赴任で日本に住所がなかった世帯は、令和7年（2025年）中（令和7年1月1日～12月31日）の国外での総収入が分かる書類（源泉徴収票、給与明細書等）を添付してください。 （※ 必ず、日本語訳も添付してください。） また、国内での所得があった場合は、その所得についての書類も併せて添付してください。

【副食費の実費徴収の補足給付を辞退する旨の申出について】

世帯の市町村民税所得割合算額が77,101円以上のため（世帯年収が概ね360万円を超えるため）、副食費実費徴収の補足給付対象外である、と保護者が判断された場合に、以下の申出を行うことにより、書類の提出をすることなく、副食費実費徴収の補足給付の対象外とすることも出来ます。

副食費の実費徴収の補足給付を辞退する旨の申出 （※ 辞退を申出される方のみご記入ください。）

副食費実費徴収の補足給付の辞退について

申請児童が当該施設に在園するあいだ、副食費実費徴収の補足給付の対象要件である、世帯の市町村民税所得割合算額が、免除基準（年額77,101円。若しくは世帯年収が概ね360万円相当）を超えることが見込まれるため、
上に記載の書類の提出をせず、副食費実費徴収の補足給付の辞退を申し出ます。

この申し出により副食費実費徴収の補足給付の対象外として決定されることについて、同意します。

年　　月　　日

住 所　　申出内容を確認の上、副食費実費徴収の補足給付を辞退される方は、自筆で署名してください。

保護者署名